

【移住定住シティプロモーション推進事業支援業務】

企画提案（公募型プロポーザル）実施要領

平成30年7月

津山市

【移住定住シティプロモーション推進事業支援業務】 企画提案実施要領

1. 事業の趣旨

①事業目的

- ・本市における長期的な人口や経済の安定を図るため、市外在住者にまちの魅力をPRすることで津山市の知名度の向上、移住・定住を推進すること。
- ・津山に暮らす住民自らが情報を発信できる仕組みづくりを通して、市民による「ふるさと津山」の誇りの醸成（インナープロモーション）を行うこと。
- ・SNSによる情報発信等により、本市出身者らのUターン、そして本市の魅力を感じた市外在住者のIターンやJターンの促進につなげること。

②これまでの流れ

人口減少・超高齢社会を迎え、多くの自治体でその存在が危ぶまれる中、各地で創意を尽くした地域振興が急がれている。本市の人口推計においても、50年後には人口が半減するとされ、危機感を感じているところである。

このことから本市においては、長期的な人口や経済の安定を図るため、市外在住者をターゲットとし、まちの魅力をPRすることで津山市の知名度の向上、交流人口の増加を目的とした「移住・定住を目的とした」シティプロモーション事業に平成27年度から取り組んでいる。

③本事業の位置づけ

移住定住シティプロモーション事業は今年4年目であり、「津山シティプロモーション戦略～移住・定住～」(資料1)では、今年度はこれまで3年間の見直しを行い、「自分らしい暮らし方が見つかるまち」をメッセージとすることとなっている。

本事業は、本市の第5次総合計画の主要事業であり、また国の地方創生交付金を受けて実施する事業である。

④事業概要

上記メッセージを伝えるために市民自らがSNSを使って情報を発信できる仕組みを作り、実行する。今年度は、津山市の高校等に通う若者が、暮らしの中で気づいたことやまちの魅力、そしてそれに対する自分の思いなどをSNSを使って積極的に拡散する。本事業では、そのために必要な様々なインセンティブやスムーズに情報発信のできる仕組みを作る。

具体的には、市内の高校（津山高等学校、津山商業高等学校、津山工業高等学校、津山東高等学校、美作高等学校、作陽高等学校）に通う生徒等の参加のもと、SNSを活用した情報発信を行い、一定のルールにより競い合う仕組みを作る（希望があれば津山工業高等専門学校及び美作大学の参画も可）。効果的な情報発信を行ったグループには表彰を行う。その都度出される「お題目」に応じて、SNSを使った若者ならではの視点

で津山の魅力を発信し、市外における本市の知名度や魅力度を向上させ、ひいては郷土への思いの醸成につなげることのできる取り組みにする（資料2）。

また、全国的にも珍しいこの取り組み自体を話題化し、プロモーションにつなげるほか、「いいね」「リツイート」などにより、さらなるSNS上の拡散をねらう。

なお、業務実施にあたっては、本市の「移住定住シティプロモーション・アドバイザー」（森本登志男氏、資料3）を総合プロデューサーとし、市と協議しながら進めていく。

上記事業に係る業務を業者に委託するが、より有効なプロモーションを提案できる事業者を選考するため、公募型プロポーザル方式を採用することとした。

2. 業務の概要

（1）業務名称

移住定住シティプロモーション推進事業支援業務

（2）業務内容

別紙仕様書のとおり

（3）業務期間

契約締結日から平成31年3月15日まで

（4）見積上限額（消費税及び地方消費税額を含む）

金 9,000千円

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、後述する「提案価格書（様式4）」を提出する際の総金額（税込）は上記提案上限額を超えてはならない。

（5）実施方式

公募型プロポーザル

（6）主催及び事務局

主催者 津山市

事務局 津山市役所 総合企画部 秘書広報室

〒708-8501 岡山県津山市山北520（3階）（担当：有富）

電話 0868-32-2026 ファクシミリ 0868-24-2944

E-mail hisho@city.tsuyama.lg.jp

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

（1）地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと

（2）津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成25年津山市告示第85号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事

再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

（４）津山市暴力団排除条例（平成２３年津山市条例第２１号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員及び同上第３号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（５）国税及び津山市税を滞納している者でないこと。

（６）法人格を有していること。

※基準日：参加申込書等の受理日から提案事業者と委託契約を締結する日まで

４．スケジュール

平成３０年７月 ５日（木）予 定：公募開始（市ホームページ及びプレス発表）

平成３０年７月１３日（金）午後５時：質問提出締切

平成３０年７月１８日（水）予 定：質問への回答（市ホームページ掲載）

平成３０年７月２０日（金）午後５時：参加申し込み締切

平成３０年７月２３日（月）予 定：参加可否についてファクシミリ送信及び郵送

平成３０年８月 ６日（月）午後５時：企画提案書等の提出締切

平成３０年８月 ９日（木）予 定：プレゼンテーション審査

５．提示書類

企画提案の募集にあたり、以下の書類を提示する。

No.	提示書類
１	企画提案実施要領（本書）
２	参加申込書 兼 誓約書（様式１）
３	企画提案書表紙（様式２）
４	営業実績書（様式３）
５	提案価格書（様式４）
６	業務協力契約予定書（様式５）
７	質問書兼意見書（様式６）
８	委任状（様式７）
９	津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式８）
１０	優先交渉権者の選考方法（別紙１）
１１	提案書記載項目及び評価のポイント（別紙２）
１２	仕様書

６．質問・回答

（１）提出方法 「質問書兼意見書（様式６）」によりファクシミリで事務局まで提出すること。なお電話で送受信の確認を必ず行うこと。ファクシミリ以外の方法による質問は受け付けない。

- (2) 提出期限 平成30年7月13日(金)午後5時まで(必着)
- (3) 提出場所 総合企画部秘書広報室のファクシミリ
FAX番号 0868-24-2944
- (4) 回答方法 津山市ホームページにて公表
- (5) 回答時期 平成30年7月18日(水) 予定

7. 参加申し込み

- (1) 提出書類 本実施要領、仕様書及び津山市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で次の書類を提出すること。

No.	提出書類	区分	部数
1	参加申込書 兼 誓約書(様式1)	必須	1部
2	営業実績書(様式3)	必須	1部
3	委任状(様式7)	必要に応じて	1部
4	津山市暴力団排除条例に係る誓約書(様式8)	必須	1部
5	法人の国税の納税証明書の写し(その3の3)	必須	1部
6	法人の津山市発行の市税等完納証明書	津山市に課税がある場合のみ	1部
7	登記事項証明書(現在事項証明)の写し	必須	1部
8	印鑑証明書	必須	1部
9	財務諸表の写し(直近決算のもの)	必須	1部

※5～8の証明書は平成30年7月5日以降の証明であること

- (2) 提出方法 提出書類を事務局へ持参又は郵送(書留又は簡易書留)すること。
なお期限を過ぎて到着、持参したものについては受け付けない。
- (3) 提出締切 平成30年7月20日(金)午後5時必着
- (4) 参加可否 平成30年7月23日(月)に参加の可否をファクシミリ送信及び郵送にて通知する予定

8. 企画提案書の提出

- (1) 提案書の内容

- a. 本業務に対する基本的考え方、業務実施体制、スケジュール、業務実績など業務提案にあたっての基本的事項を記すこと。
- b. 事業の目的や趣旨、仕様書で求めている要件を踏まえ、下記について提案を行うこと。なお各提案ごとに見積り額を記すこと。

提案① 業務内容の具体的な企画立案と実施運営

市及び「移住定住シティプロモーション・アドバイザー」(資料3)との協議のもと、仕様書に定める企画の具体案の立案から実施、表彰式に至るまでの運営を行うこと。

事業目的を達成するために、ルール作りや表彰のあり方、参加及び情報発信を促すインセンティブ、「お題目」の具体的内容、そのほか炎上対策など企画を効果的にするために業務として実施できる内容を提案すること。

提案② ホームページの制作

企画趣旨の解説ページ、高校生等の各グループがエントリーするフォーム、参加者への「お題目」提示、中間・最終結果発表などモニタリングを行うことができる機能を有すること。

若者が参加したくなる、参加者が情報発信を促される、また参加者以外にも関心を持たれるような構成・デザインとすること。そのほか、企画をより効果的にするために必要な項目があれば提案すること。

提案③ 企画自体の話題化

各メディアを活用することで、本企画の市内及び全国からの注目度をアップさせ、SNS上のさらなる拡散を促すこと。

有料無料を問わず、メディアへ働き掛けてテレビ番組や新聞、雑誌、ウェブ記事等で紹介してもらいSNSの拡散のために効果的なPR方法を提案すること。

提案④ 本企画で得られた情報の移住定住施策への活用

SNSを通したコミュニケーション情報を本市の移住定住施策に活用する手法を提案すること。

参加者からの情報発信の内容や、その情報に対する「いいね」やリツイート、コメントなど企画の成果を移住定住施策に活用する具体的方法を提案すること。

(2) 提出書類

No.	提出書類	区分	部数
1	企画提案書（上記2件の提案を含む） 表紙：「企画提案書（様式2）」 本編：任意様式 ※下記参考資料がなくても、提案書だけで理解できる内容とすること	必須	7部 （1部のみ表紙に押印）
2	企画提案書に関する参考資料 任意の書式で【参考】と明示	任意	7部
3	これまでに携わったプロモーション関係資料	任意	7部
4	提案価格書（様式4）	必須	1部
5	業務協力契約予定書（様式5）	任意	1部

(3) 提出期限

平成30年8月6日（月）午後5時まで

9. プレゼンテーション

実施日 平成30年8月9日（木）を予定

※詳細は参加申込書の提出期限後に、企画提案事業者あてに通知する。

内 容 ①企画提案書の内容について説明を行うこと

②提案内容に関する質疑に答えること

時 間 提案者説明：15分、質疑：10分

出席者 企画提案ヒアリングに出席する者は、最大5名までとする。

機器等 以下の機器は、本市にて準備する。説明用のパソコンはプロジェクターに接続可能なものを提案者にて準備すること。

①プロジェクター

②スクリーン

③プロジェクター用コード

10. 審査及び選考

(1) 審査・選考方法

「移住定住シティプロモーション推進事業支援業務受託事業者選考審査委員会」（以下、審査委員会）が「優先交渉権者の選考方法（別紙1）」に基づいて審査し、優先交渉権者の選考を行う。なお、応募業者が1社の場合でも審査を行い、要件を満たしている場合には選考する。

(2) 優先交渉権者

審査委員会にて選考された優先交渉権者には、市と仕様及び価格等を協議した上で、書面にて決定通知を受けることにより受託事業者となる。ただし、市は優先交渉権者と協議が調わない場合、次点交渉権者と協議を行うことがある。決定されなかった応募業者は、通知を受けてから7日以内にその理由について説明を求めることができる。

(3) 受託事業者

受託事業者は、市と契約を締結し、受託業務を実施する。

(4) プロポーザルの中止

応募業者がなかった場合には、このプロポーザルは中止する。

(5) 審査結果

審査結果については、津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

① 優先交渉権者名（他の参加者については仮名）

② 参加者の評価順位及び点数

③ 提案価格（優先交渉権者のみ）

なお企画提案者から提出された企画提案書については津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権、その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

11. その他

(1) 費用負担

企画提案書の作成・提出、ヒアリングの参加等一切の経費は、企画提案者の負担とする。また提出書類は返却しない。

(2) 業務実施責任者の変更

企画提案書に記載した業務実施責任者を変更する場合には、事前に市に届け出るものとする。

(3) 企画提案書等の取り扱いについて

①市に提出された企画提案書等について、業務を受託した業者またはその著作者はその内容の全部または一部を市が無償で使用（複製、転記、転写又は修正）することに同意するものとする。

②市に提出された企画提案書等の所有権は、市に無償で移転するものとする。

(4) 本業務受託後の成果物の著作権等について

①本事業の一切の成果物に関するすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、原則納品を行った時点で市に移転するものとする。

②本事業の一切の成果物に関するすべての著作者人格権を行使しないものとする。受託者が著作者と異なる場合には著作者人格権を著作者に行使させないものとする。

③そのほか、著作権及び著作者人格権の在り方について、上記に該当しない取り扱いを行う場合には、市事務局と協議のうえ決定すること。

(5) 企画提案書の変更等

企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(6) 使用言語等

参加に関して使用する言語等は日本語を使用し、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(7) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。

① 実施要領等にした参加資格に適合しない者が行った応募

② 参加者の記名及び押印を欠く参加、又は、参加事項を明示しない応募

③ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募

④ 2通以上の書類提出がなされた応募

⑤ 提出書類に虚偽の記載のある応募

⑥ 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

⑦ プレゼンテーションを欠席した場合

⑧ 見積上限額を超えた見積の応募

⑨ 審査基準で設定する、最低基準点を下回った場合

⑩ その他実施要領等において示した条件に違反した応募